



大阪労働局発表
平成26年7月28日



担当	大阪労働局労働基準部安全課
電話	06-6949-6496

増加する労働災害に歯止めを!!

大阪労働局・府下13労働基準監督署による緊急対策を実施します

期	間：平成26年8月1日～同年10月31日
重点対象業種	：製造業・建設業・第三次産業（小売業・飲食店・社会福祉施設、陸上貨物運送事業）
内	容：★労働基準監督署長等が管内主要企業等に要請を実施 ★監督指導・個別指導等を集中的に実施 ★業界団体に対し集団指導を実施

大阪労働局(局長 中沖 剛)は、平成26年6月末の速報値で、大阪府下の休業4日以上の労働災害件数が2,908件から3,102件へと前年同期に比べ194件、6.7%増加していることを受け「労働災害防止緊急対策」を実施することとしました。大阪府下の労働基準監督署長等が管内主要企業等に赴き、安全管理体制の充実、自主的な労働災害防止活動の強化及び「ゼロ災・大阪「安全見える化運動」」の取組みなどの要請を行います。〈別添リーフレットによる要請〉

具体的には、特に労働災害が増加している製造業(693件から9.7%増加し760件)、建設業(300件から10.7%増加し332件)、労働災害件数が多い第三次産業(小売業・飲食店・社会福祉施設、陸上貨物運送事業)を対象とし、労働基準監督署による集中的な立ち入りによる監督指導・個別指導などを実施します。他にも、業界団体に対し集団指導を実施します。

1 製造業

製造業における大阪府下の労働災害件数は、長期にわたり全国ワースト1を続けていました。昨年は、初めて全国ワースト1を返上しましたが、全国ワースト1に逆戻りすることが危惧されます。大阪府下では「金属製品製造業」が製造業での労働災害の3割強を占め、「食料品製造業」「化学工業」が続いています。労働災害の内容としては、動力プレスやシャシーなどの金属加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」が多くを占め、次いで、通路や作業床などにおける「転倒災害」となっています。

【製造業の実施すべき重点事項】

- ①安全衛生管理体制を確立すること
- ②安全衛生教育を実施すること
- ③機械の動作範囲に柵や覆いなどのガードを設置すること
- ④安全装置の有効使用の徹底を図ること など

2 建設業

大阪府下の建設業の労働災害件数は、土木工事 55 件、建築工事 197 件、その他の建設 80 件となっています。「墜落・転落災害」が建設業の労働災害の 4 割近くを占めています。

【建設業の実施すべき重点事項】

- ①はしご・脚立の適切な使用方法について周知すること
- ②足場からの墜落・転落防止措置を講ずること
- ③「命綱GO活動」に基づき、足場の組立て、解体作業や鉄骨建方作業時などでは、二丁掛け安全带を使用すること
- ④高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施状況を確認し、作業環境や作業方法など高年齢者の特性に配慮したものとする など

3 第三次産業（小売業・飲食店・社会福祉施設）

大阪府下の第三次産業での労働災害を業種別にみると「小売業」（288 件から 8.3%増加し 312 件）「飲食店」（116 件から 41.4%増加し 164 件）「社会福祉施設」（163 件から 13.5%減少し 141 件）での労働災害が多い。労働災害の内容としては、「小売業」では「転倒」「交通事故」「墜落・転落」、「飲食店」では「切れ・こすれ」「転倒」「高温・低温物との接触」、「社会福祉施設」では「転倒」「動作の反動・無理な動作」「交通事故」の順となっています。

【小売業・飲食店・社会福祉施設の実施すべき重点事項】

- ①安全衛生管理体制を確立すること
- ②安全衛生教育を実施すること
- ③機械の動作範囲に柵や覆いなどのガードを設置すること
- ④4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動を推進すること など

4 第三次産業（陸上貨物運送事業）

大阪府下の陸上貨物運送事業の労働災害の内訳は、荷の積み下ろしなどの荷役作業時が 7 割弱、交通事故が 1 割弱となっています。また、荷役作業では「墜落・転落災害」が 3 割強を占めています。

【陸上貨物運送事業の実施すべき重点事項】

- ①「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷役作業などでの労働災害防止対策を図ること
- ②「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、交通労働災害の防止を図ること
- ③「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」に基づき、安全運行につとめること など

<別添 平成 26 年死傷災害発生状況(大阪局)、平成 26 年全国及び主要都道府県死傷災害比較 参照>

製造業の労働災害を防止しよう!!

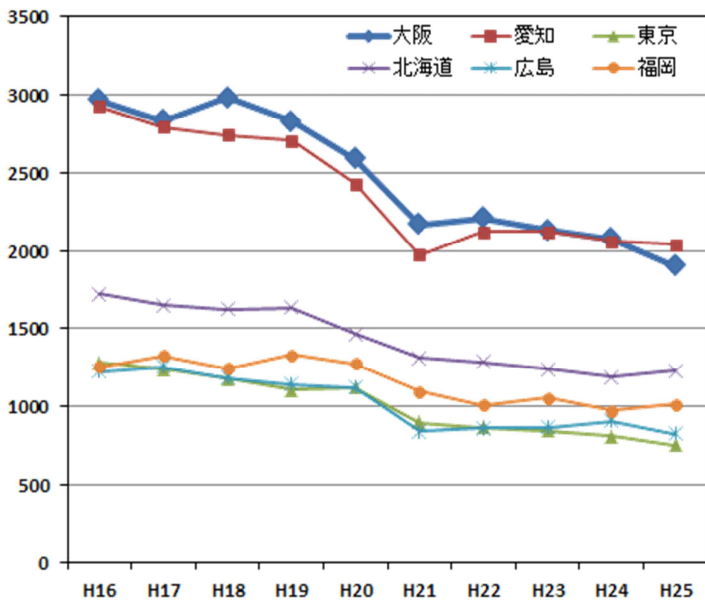
平成 26 年の大阪府下の死傷災害の発生状況は、6 月末現在で 3,102 件となり、前年同期に比べ 194 件、6.7%増加しています。今後もこのような状況で推移することになれば前年の 8,014 件を大幅に上回ることが懸念されます。

特に、製造業における大阪府下の死傷災害発生件数は、長期にわたり全国ワースト1 を続けていましたが、昨年は、初めて全国ワースト1 を返上しました。

しかし、製造業での死傷災害件数は、6 月末現在 760 件で、前年同期に比べ 67 件、9.7%の増加となっており、再びワースト1 に逆戻りすることが危惧されます。

業種別では「金属製品製造業」が製造業の 3 割強を占めて、「食料品製造業」、「化学工業」が続いています。また、事故の型別では、プレス、シャーなどの金属加工用機械による従来型の「はさまれ・巻き込まれ災害」が多くを占め、次いで、通路、作業床などにおける「転倒災害」となっています。

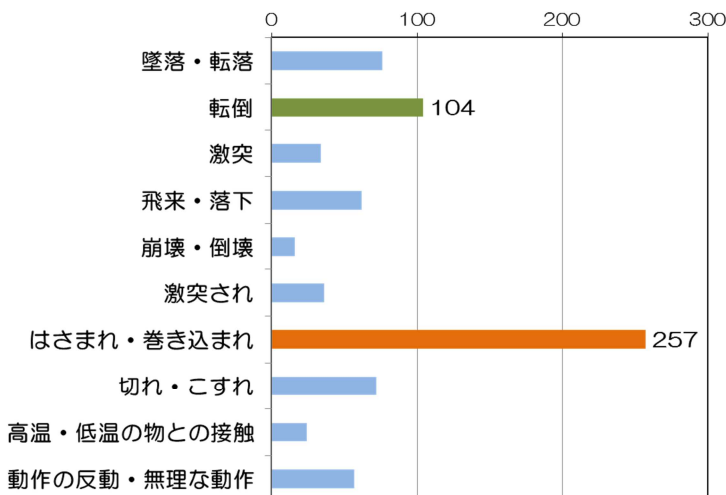
都道府県別死傷災害発生状況推移（製造業）



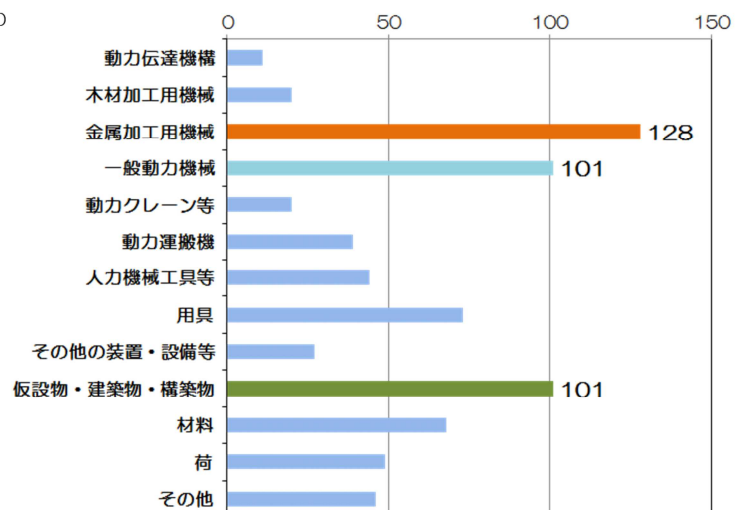
平成 26 年 業種別事故型別労働災害発生状況（6 月末累計）

業種	平成 26 年 死傷者数	前年同期 死傷者数	対前年同期比較	
			増減数	増減比
01 食料品	105	124	-19	-15.3%
02 繊維工業	17	16	1	6.3%
03 衣服その他の繊維	7	7	0	0.0%
04 木材・木製品	15	25	-10	-40.0%
05 家具・装備品	11	9	2	22.2%
06 パルプ等	24	25	-1	-4.0%
07 印刷・製本	29	19	10	52.6%
08 化学工業	83	54	29	53.7%
09 窯業土石	12	6	6	100.0%
10 鉄鋼業	33	23	10	43.5%
11 非鉄金属	10	8	2	25.0%
12 金属製品	230	207	23	11.1%
13 一般機械器具	74	80	-6	-7.5%
14 電気機械器具	21	18	3	16.7%
15 輸送機械	23	22	1	4.5%
16 電気・ガス	0	3	-3	-100.0%
17 その他の製造	66	47	19	40.4%
01 製造業小計	760	693	67	9.7%
全 産 業 合 計	3,102	2,908	194	6.7%

主要事故の型別発生状況（製造業）



主要起因物別発生状況（製造業）



事業者の責務として、労働者の安全と健康を確保するために「安全衛生管理や推進の中心となる人を決める」「労働者に安全衛生教育を行う」「労働者がケガや病気をすることがないように、防止措置をとる」など実施しなければならない基本的な事項を着実に実施し、労働災害防止に取り組みましょう。

安全衛生管理体制の確立

労働災害は、生産活動が行われている現場で起こりますが、現場の実態は、時々刻々変化していて、この過程で安全衛生に関しても常に新しい問題が生じています。企業の経営トップといえども、一人で安全衛生管理を行うことは不可能なので、安全衛生スタッフを選任し、活用する必要があります。

しかし、安全衛生スタッフに任せきりでも十分な効果は上がりません。職場の安全衛生問題に適切に対応するためには、生産活動のために構築したライン組織を通して安全衛生管理を行うことが最も効果的です。

規模(労働者数)	業種 製造業
300人～	
50～299人	
10～49人	
1～9人	

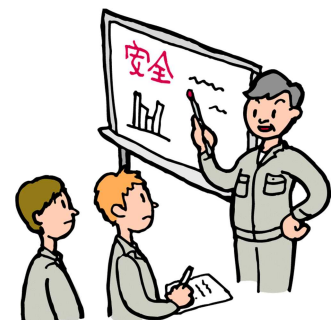
安全衛生教育の実施

安全に作業を行うためには、安全な作業方法を定め、安全衛生教育を実施することが重要です。

労働者を雇い入れた時や作業内容を変更した時はもちろん、普段行わない作業を実施する場合などには、事前の十分な教育が必要です。

また、近年、労働災害件数の減少に伴い災害に直面するという経験自体が稀なこととなり、労働者の危険に対する慣れや知識・体験不足による危険予知能力の低下が懸念されています。労働者の作業における危険に対する感受性を向上させ、経験不足を補い、安全意識の向上を図るとともに、安全技能の伝承にも効果を発揮する危険体感教育を実施することも有効です。

さらに、労働者の職業生活全般を通じ適時適切な安全衛生教育の推進を主眼とする「安全衛生教育推進要綱」に基づいて各種の安全衛生教育の計画的な推進に努めてください。



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

動力機械を用いて作業を行う時は、下記の事項に注意して使用しましょう。

1 安全カバー等の取り付けの徹底

からだの一部が動力機械に入らないように必ず安全カバーや囲いを設けましょう。

また、安全カバー等を設けることが困難な場合には、すきまを安全な間隔に広げることや安全装置等を取り付けましょう。

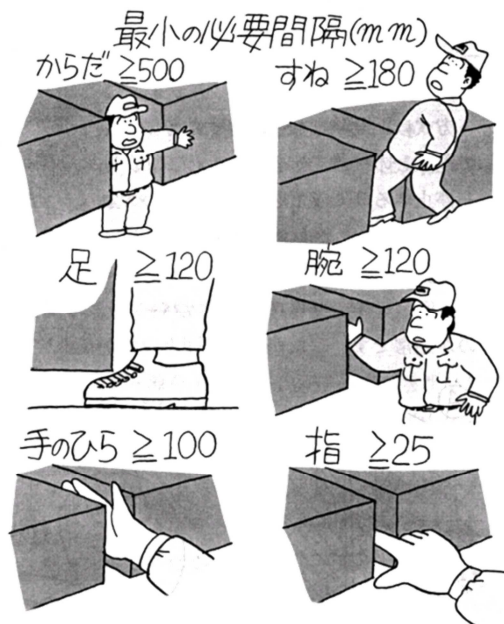
2 安全装置の有効保持及び作業標準の作成と遵守

安全装置などは、必ず行う作業や使用する機械装置等に見合う物を取り付けると共に作業性が悪くなるからと言って安全装置の電源を切ったり、取り外して作業を行ってはいけません。

作業を安全に行うために、必ず作業標準を作成し、それに基づき作業を行いましょう。また、非常作業についても、対応の仕方等を示した作業標準を作成しましょう。

3 ボール盤・面取り盤等の作業時における手袋の使用禁止

回転する刃物がある機械装置等を使用するときは、手袋を使わず作業しましょう。



転倒災害の防止

4S活動 「転倒災害・転落災害」などに効果のある日常の活動として、4S活動があります。

4SのSとは

①整理・・・

必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

進め方

1. 不要物の廃棄基準、判断がつかない物の要不要を判断する責任者を定める。
2. 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。
3. 施設長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
4. チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。

②整頓・・・

必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

進め方

1. 現状を把握する（置く物、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。
2. 置く物の種類、置き場所、必要数量を決定する（種類・量とも絞り、移動距離を短くすること）。
3. 場所ごとの管理担当者を決める。
4. 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
5. 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。

③清掃・・・

身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと

<作業スペースや通路が汚れていたり、濡れていると滑りやすくなるので、清掃を励行しましょう>

④清潔・・・

整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生的で、快適な職場環境を維持すること



ゼロ災・大阪「安全見える化運動」

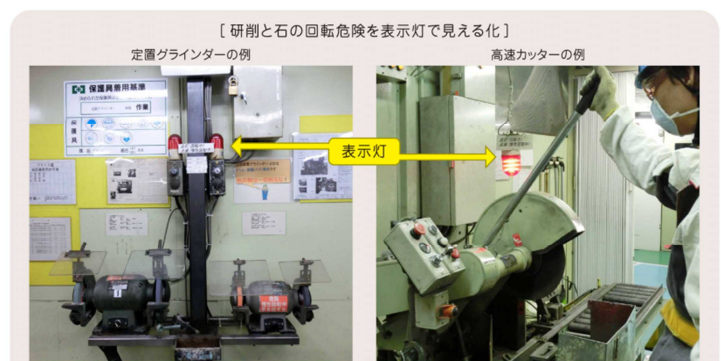
見えないところの見える化

- ①通路がヤードをまたがって設置されており付近に設備があるため、天井クレーンからヤード進入者が見逃せない状態である。歩行者がヤード進入時、天井クレーンがコイルを吊って移動中の場合があり、ヒヤリ・ハットが発生した。
- ②ヤード進入手前に一旦停止の表示を設け、その位置から見やすい位置に、できるだけ目立つ大きさで、通行者にクレーンへの注意喚起を行っている。



運転状態の見える化

- 停止操作後も惰力で回転する研削と石の回転状況を表示灯で知らせ、と石との接触を防止する。
(1)運転中は「点灯」(2)惰性回転中はタイマー制御で「点滅」(3)停止中は「消灯」



ゼロ災大阪

「安全の見える化」事例集

大阪労働局労働基準部安全課

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の構築を目指し、自主的に安全衛生活動を実践していく職場風土、安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図ることにより、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとするものです。

事例集は、大阪労働局ホームページのトップページ「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」からダウンロードできます。

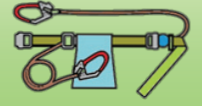
労働災害防止自主点検表

点検日 平成 年 月 日

	点 検 項 目	結果
1	安全衛生管理体制は、確立されているか。	
2	機械の危険性について、作業者に十分教育しているか。	
3	プレスやシャーなどを使用する危険作業における安全装置は有効に機能しているか。	
4	機械の動作範囲には柵や覆いなどのガードは設置されているか。	
5	作業中、回転体にはさまれないよう覆いや注意標識の設置が徹底されているか	
6	機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置は徹底されているか。	
7	クレーンやフォークリフトなどの運転作業は、有資格者に行わせているか	
8	爆発火災の危険性の高い作業に関する情報を収集し、関係労働者に周知徹底されているか。	
9	4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動に取り組んでいるか。	
10	リスクアセスメントに取り組んでいるか。	
11	「安全見える化運動」に取り組んでいるか。	
12	高齢労働者に対する安全教育を実施し、作業環境や作業方法などは、高齢者の特性に配慮した内容に改正しているか。	



いのち つな ご う かつ どう 命綱GO活動



スローガン

いのちづな つか ごう たいせつ いのち
「命綱 使って つなGO 大切な命」

ホワイトカラーがネクタイとスーツを着用するように・・・
戦国武将が鎧（よろい）・兜（かぶと）を身にまとうように・・・

建設現場では安全帯・ヘルメット・安全靴などは当たり前！！



いのちづな ご う かつ どう 「命綱GO活動」実施要綱（要旨）

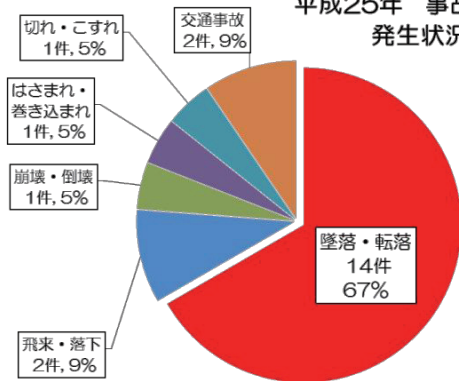
平成25年に大阪府下の建設業で発生した死亡災害は21件であり、前年の16件を大きく上回りました。このうち、高所からの墜落・転落による死亡者数は14人と最も多く全体の67%を占めています。墜落・転落災害の発生比率は、平21年以前は40%台で推移していましたが、平成22年以降50%を超え増加傾向にあります。

平成25年に発生した墜落・転落災害14件のうち、13件が安全帯を使用しておらず、中には、安全帯を着用していない事例も見受けられました。

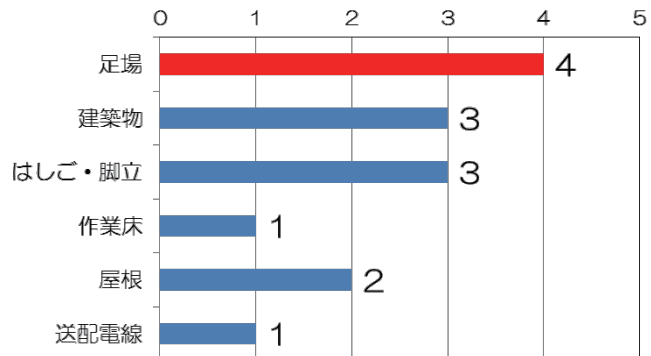
また、手すり等墜落防止設備が設けられていた箇所からの墜落災害も発生しており、作業内容によっては、当該場所においても安全帯の使用が望まれます。

安全帯は「命綱（いのちづな）」とも呼ばれ、命をつなぐ用具であり、安全帯使用の重要性を認識いただくとともに、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用を徹底するため、ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として、展開する活動です。

平成25年 事故の型別 発生状況



平成25年 起因物別 発生状況



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

事業者等が実施する具体的事項の詳細

(1) 安全帯の着用と唱和

ホワイトカラーが出勤するとき、ネクタイとスーツを着用するように・・・。また、戦国武将が命を守るため、鎧（よろい）・兜（かぶと）を身にまとい戦場に出て行きます。

建設現場に入場する労働者にも、保護具の着用が「当然のこと。」となるように、特に安全帯は、「必ず安全帯を着用する」、「必ず安全帯を使用する」ことを誓約させる等のルール作りを行いましょ。

また、朝礼やKY活動の際、安全帯の着用状況を労働者同士が確認しあい、現場所長や職長のリードのもと「いのちつなごう よし!」と全員で意識啓発のため唱和しましょ。

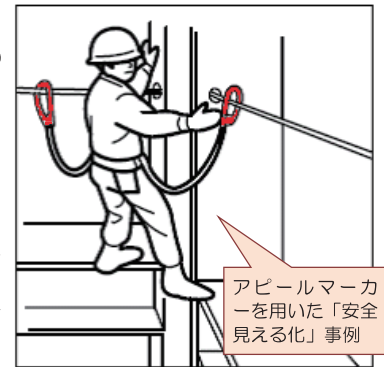
(2) 安全帯点検活動

安全帯の規格（平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号）に基づく構造要件を具備した安全帯を使用させることは当然ですが、作業に見合った安全帯を選定し適切に使用させることも重要です。特に、足場の組立て・解体作業や鉄骨建方作業時においては、二丁掛安全帯（二丁掛ハーネス型を含む。）を使用するようにしましょ。

ある現場で行った点検調査によりますと、4人に1人が問題のある安全帯を使用していることが認められました。

このため、安全帯の種類や特性、安全帯を正しく使用するためのポイントについて安全教育を行い、適宜、安全帯の点検を行いましょ。

安全帯の点検については、「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」（平成25年度委託事業）による『墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル』（建設業労働災害防止協会作成）を参考にしてください。



二丁掛け安全帯の使用例

- ① 事業者は、労働者が従事する作業内容に応じた安全帯を選定する。
- ② 適宜、安全帯の正しい使用方法について安全教育を実施する。
- ③ 送り出し教育を行う際、安全帯について「安全帯点検チェックリスト」を用いて点検を行わせ、廃棄基準に合致するものにあつては、使用させないようにする。
- ④ 元方事業者は、労働者の新規入場時に安全帯の点検状況を確認する。
- ⑤ 元方事業者は、安全帯点検設備を設置し、作業場所へ就かせる前に安全帯の機能等について点検させ、確認する。
- ⑥ 全国安全週間や安全大会等に併せて、安全帯に係る「危険体感教育」を行い、安全帯使用の重要性について認識させる。
また、必要に応じて安全帯メーカーの指導員に安全帯の点検を依頼する。

(3) 親綱等設置活動

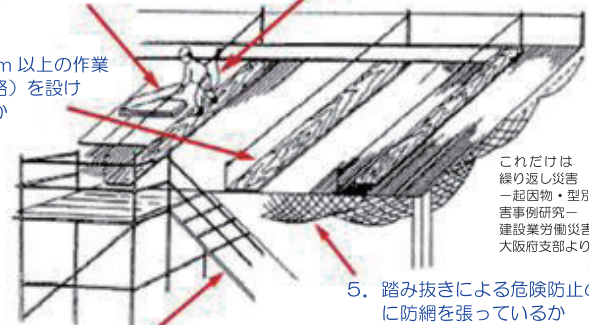
安全帯を使用するため、親綱の設置等安全帯を確実に取り付けるための適切な設備を設置しましょ。

安全帯の取付設備の性能及び使用方法については、※「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」で示される以下の性能及び使用方法を参考としてください。

- ① 安全帯の取付設備として使用する親綱、親綱支柱及び緊張器の性能は、ガイドライン別表3の「親綱機材の性能」による。
- ② 親綱機材はガイドライン別表4の「親綱機材の使用方法」及び製造者の定める使用方法により使用する。
- ③ 単管抱き足場や単管ブラケット足場にあつては、各層に水平親綱を設置する。
- ④ 垂直タラップやはしご等の昇降設備には、安全ブロック等を設置する。

墜落災害防止のポイント

1. 屋根へ材料を置く場合、足場板等を敷きつめ材料置場の措置をしているか
2. 幅30cm以上の作業床（通路）を設けているか
3. 屋根への昇降設備はあるか
4. 屋根面で作業する場合、安全帯を使用しているか
5. 踏み抜きによる危険防止のために防網を張っているか
6. やむを得ず屋根端部で材料を上げおろす場合、安全帯を使用しているか



これだけは、なくそう繰り返し災害一起凶物・型別による災害事例研究ー建設業労働災害防止協会大阪府支部より

(4) 危険体感教育の実施

安全帯そのものの安全性を認識させるため、現場で実施する安全大会等にあわせて、労働者に危険を体感させる以下のようなビジュアル教育（安全の見える化）を行いましょう。

- ① 不具合な安全帯を使用して「安全帯落下試験」を行う。
- ② 親綱の張り具合を確認するため、適当なスパンの長さごとに落下試験を行う。
また、はしごに安全ブロックを取付け、落下試験を行う。



(5) 各種作業手順の見直し

足場の組立て・解体等の作業、鉄骨組立て作業等あらゆる高所作業において安全帯を使用させるため、作業手順の見直しを行い、関係労働者に周知することが重要です。以下に留意して実施しましょう。



① 事業者が実施すべき事項

ア その日の作業を開始する前に行う安衛則第567条の点検に加えて、親綱の設置状況について点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修する。

イ 親綱の設置や安全帯の使用について、ガイドライン別表4の「親綱機材の使用法」により見直しを行った作業手順を作成し、関係労働者に周知する。

特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、作業の性質上必要と認められるときは、安全帯を使用させる作業手順を確立する。

② 元方事業者が実施すべき事項

ア 毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視する。

イ 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示する。

ウ 親綱の設置や安全帯の使用について見直しを行った作業手順を作成し、関係労働者に周知する。

特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、作業の性質上必要と認められるときは、安全帯を使用させる作業手順を確立する。

③ 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等が実施すべき事項

ア 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、元方事業者に連絡する。

イ 親綱の設置や安全帯の使用について見直しを行った作業手順を関係労働者に周知する。特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、必要と認められるときは、安全帯を使用させる。



「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「手すり先行工法による足場設置基準」については、以下のホームページで検索できます。

◆「手すり先行工法に関するガイドライン」

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/dl/06_0001.pdf

◆「手すり先行工法による足場設置基準」

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-3.html>

安全帯の廃棄基準の一例

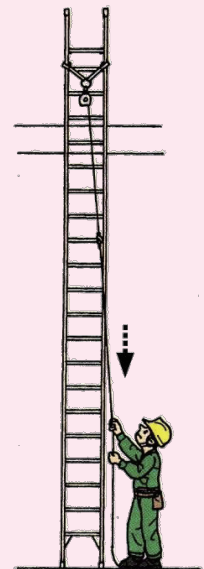
ベルト	<p>●両耳 ●幅の中</p> <p>3mm (ベルト) 以上の摩耗・切り傷等があるもの。</p>	<p>変形 変形し、締まり具合の悪いもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。リベットの取附が1/2 以上摩滅したもの。</p>	
	<p>新品</p> <p>三つ打ちロープ ストラップ 八つ打ちロープ ストラップ ストラップ</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。</p>	<p>摩耗・傷 カギ部の内部に傷のあるもの又は外周に深さ1mm 以上の摩滅・傷等があるもの。リベットの取附が1/2 以上摩滅したもの。</p>
ロープ/ストラップ	<p>切り傷 1mm 以上の摩耗、切り傷があるもの。</p> <p>1 リード内で7 ヤーン以上切れているもの。</p>	<p>摩耗 芯が見えているもの。</p> <p>外層ヤーンおよび7 ヤーン以上摩滅しているもの。</p>	<p>変形 外れ止め装置の開閉作動の悪いもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩滅・傷等があるもの。リベットの取附が1/2 以上摩滅したもの。</p>
	<p>キンク・形崩れ</p> <p>全体に波打っているもの。</p> <p>キンクしているもの。また7 ヤーン以上形崩れのあるもの。</p>	<p>薬品・塗料</p> <p>塗料が付着して硬化しているもの。また薬品が付着して変色しているもの。</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩滅・傷等があるもの。リベットの取附が1/2 以上摩滅したもの。</p>
	<p>焼損・溶解</p> <p>損傷・溶解により芯が見えているもの。</p> <p>7 ヤーン以上溶融があるもの。</p>	<p>継糸の切断</p> <p>継糸が1箇所でも切断しているもの。</p> <p>さつま織みの抜け</p> <p>さつま織みが1箇所でも抜けているもの。</p>	<p>機能不良</p> <p>ストラップの巻き込み、引出しができないもの。</p>	<p>損傷</p> <p>ベルト通し環が破損しているもの。</p>
	<td> <p>巻取り器</p> </td>	<p>巻取り器</p>		

作業ごとの墜落防止対策

1 はしごからの墜落防止対策

はしごは、昇降するための用具であり、これに登っての作業は行わせないようにしましょう。はしご昇降時の墜落防止対策について、以下の安全対策を行いましょう。

- (1) はしごを立てかける前に、上部の棧に安全ブロックを取付け、安全帯を使用できるようにすること。
- (2) はしごの上部は建築物等に固定し、下部は補助者が支えること。
- (3) 安定した水平・堅土な場所に設置すること。
- (4) 材料に著しい損傷、腐食等が認められるはしごは使用しない。
- (5) 継いで使用しないこと。やむを得ず継いで使用する場合は次によること。
 - ① 全体の長さは9m以下とすること。
 - ② 継手が重ねせ継手の場合は、接続部において1.5m以上を重ね合わせ、2か所以上で固定すること。
 - ③ 継手が突合せ継手の場合は、1.5m以上の添木を用いて4か所以上で固定すること。
- (6) はしごの立てかけ角度は75度以下とすること。
- (7) はしごの先端は屋根の軒先等より60cm以上突き出すこと。



2 屋根からの墜落防止対策

屋根、建物の解体、改修工事やソーラーパネルの設置作業等の工事は、短期間で終了し、足場の設置を行わない事業場が見受けられます。そこで、屋根からの墜落防止対策として、以下の安全対策を行いましょう。

- (1) 親綱と安全帯の組合せ工法
付近の電柱等から親綱を張り、安全帯に取り付ける。
- (2) 水平親綱と安全ブロックの組合せ工法
棟に支柱を設置し水平親綱を張る。これに安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取り付ける。
- (3) 親綱と安全ブロックの組合せ工法
フック金具（軒先に引っ張る金具）と引き留めベルトを使用し、親綱を屋根上にT字状に設置する。親綱及び引き留めベルト部分に安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取り付ける。
- (4) 地上からの親綱設置先行工法
地上にアンカーを打ち（水を利用したウエイトバケットでも可）、これに親綱を屋根を介して家屋の反対側に同様の方法で固定する。屋根の広さに応じて、当該方法で数カ所設置する。これに安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取り付ける。

『安全見える化運動』

趣旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の構築を目指し、自主的に安全衛生活動を実践していく職場風土、安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図ることにより、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとするものです。

このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開しています。

スローガン

見ること「気づき」から「考動」へ

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながる。

このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開することとする。



期間

平成25年度から5か年

主唱者

大阪労働局及び管内各労働基準監督署

協賛者

公益社団法人 大阪労働基準連合会
 中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
 中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
 中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
 建設業労働災害防止協会 大阪府支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
 一般社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
 一般社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

協力者

公益社団法人 関西経済連合会
 大阪商工会議所
 大阪府中小企業団体中央会

一般社団法人 大阪建設業協会
 一般社団法人 大阪府トラック協会



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

優秀事例

(事例を参考に「安全の見える化」を推進しましょう。)

平成25年10月30日(水)から同11月1日(金)までの3日間、大阪城ホールをメイン会場に開催された第72回全国産業安全衛生大会(主催:中央労働災害防止協会)に併せてインテックス大阪5号館で安全衛生保護具・安全機器等の展示や安全衛生の最新情報と技術を紹介する「緑十字展2013」が開催されました。

大阪労働局では、全国初の試みとして、この会場内に専用ブースを設け、「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」を通して収集した、500件を超える事例の中から49件の好事例を厳選し、「安全見える化パネル展」として、これらの取組を広く紹介しました。

さらに、来場者の方に、「自社でも導入したい事例」「安全見える化に相応しい事例」など「いいね!」と思った事例を選出していただき、その投票により決定した優秀事例について大阪労働局長から表彰状を贈りました。

◆最優秀賞(1事業場)

- ・竹中工務店・奥村組・大林組・大日本土木・銭高組共同企業体『あべのハルカス』建設工事

【熱中症予防対策の見える化】



熱中症予防対策の見える化

熱中症警戒レベルを、アニメ風に表示し、各レベルごとの休憩時間や給水回数を表示することで、見やすくしている。

その日のWBGT温度に応じて、該当する顔絵を囲んだり、その顔絵のマークを朝礼時に写すプロジェクターに挿入したりして、注意を促したりしている。

熱中症を予防しよう!				
WBGT	21℃以下25℃未満	25℃以下28℃未満	28℃以下31℃未満	31℃以上
熱中症警戒レベル				
	注意!	警戒!	厳重警戒!	危険!
水分補給	1回以上 / 60分	1回以上 / 60分	1回以上 / 45分	1回以上 / 30分
休憩	午前1回 / 午後1回	午前1回 / 午後1回	午前2回 / 午後2回	午前3回 / 午後3回

「めまい」「こむらがり」は熱中症の前兆です。すぐに休憩しましょう!

・株式会社 竹中工務店 実施期間: 2013.5~2013.9

高さ制限の見える化

商品の入った段ボール等を積み上げる場合の高さを制限するトラバーを設置し、併せて表示を行うことで、遵守の徹底を図っている。



◆優秀賞(3事業場)

- ・ロイヤルホームセンター(株)森ノ宮店

【高さ制限の見える化】

- ・奥村組土木興業(株)新名神高速道路安威川橋(下部工)工事

【作業責任者の見える化】

- ・日新製鋼(株)

【見えないところの見える化】

作業責任者の見える化


職長や作業主任者等のヘルメットに色テープを取り付けることで、他の作業員や管理者から一目でわかるようにしている。

前後・左右と上部からも識別でき、作業指示が適切に行えるようになった。



見えないところの見える化

- ①通路がヤードをまたがって設置されており付近に設備があるため、天井クレーンからヤード進入者が見通せない状態である。歩行者がヤード進入時、天井クレーンがコイルを吊って移動中の場合があり、ヒヤリ・ハットが発生した。
- ②ヤード進入手前に一旦停止の表示を設け、その位置から見やすい位置に、できるだけ目立つ大きさで、通行者にクレーンへの注意喚起を行っている。



- ◆奨励賞（4事業場）
- ・日鉄住金テックスエンジ(株)（旧・太平洋工業(株) 堺支店）
 - ・味の素パッケージング(株)関西工場
 - ・敷島製パン(株)大阪豊中工場
 - ・日本生命新東館建設工事共同企業体(大林・竹中JV) 日本生命新東館新築工事
- 【走行速度の見える化】
【作業区分エリアの見える化】
【通行区分と階段の見える化】
【作業分担の見える化】

走行速度の見える化

フォークリフトにスピード警報装置を設置した。この装置は2段階の設定速度を超過すると運転席の警報ランプが点滅するほか、車体後部のランプも点灯して運転手以外からも見える。この装置が走行速度の抑制につながっている。



作業区分エリアの見える化

フォークリフトと作業者が混在する作業場において、長期間雇用している作業者は、作業場所のルールを理解しているが、季節によって多数雇用する短期間の作業者については、フォークリフトと接触することがあった。このため、短期間の作業者においても分かり易いよう4つの色分けルールを決めたところ、フォークリフトとの接触災害が無くなった。



通行区分と階段の見える化

階段に通行区分を明示するとともに、事故が起りやすい最後の3段にカウントダウンの表示をして、注意喚起を行っている。



作業分担の見える化

掘削下部にいる作業者の役割分担を、ベスト及びヘルメットに「ヘルバンド」を取り付けることで区別し、適切な作業指示が出来るとともに、作業者自身にも自覚ができ、責任感を持って作業を行うようになった。また「点滅ランプ」を取り付けることにより、上部から作業者が認識しやすくなった。さらに、鍛冶工など、重機との関連作業が多い職種では、点滅ランプを2個にすることで、視認性を高めるのに効果がある。



- ◆特別賞（2事業場）
- 《アイデア賞（安全部門）》
 - 《アイデア賞（衛生部門）》

- ・(株)ティーエフ大阪
 - ・王子物流(株)
- 【後方確認エリアの見える化】
【手洗いポイントの見える化】

後方確認エリアの見える化

フォークリフトの後方に写真のようにトラロープを張り、当該トラロープ部まで振り向いて確認することで、後方確認を確実にしている。



手洗いポイントの見える化

手洗いの際、実はきれいに洗えていないことが多い。そこで、手洗いミスの発生部位を見える化し、それを洗面所の壁に掲示する事で手洗いミスを防止し、作業者の感染症予防に効果をあげている。

手洗いミスの発生部位



その他の事例

◆スーパーやホームセンター、社会福祉施設などが取り組んでいる事例

感染予防の見える化

厨房（職員の食事の調理を含む）内において、まな板、包丁、保管場所を肉（赤色）、魚（青色）等と色分けして表示し、ノロウイルス等による2次汚染の防止を図っている。

整理・整頓の見える化

バックヤードの商品の配置等、終業時にこの状況を整備させ、翌日の作業がスムーズに出来るよう整理整頓の基本形を掲示した。

操作方法の見える化

引き戸での指詰め災害防止のため、実際に手で持つ場所を絵で示し、開け方を掲示している。

作業手順の見える化

介護ヘルパーが、腰痛防止にかかるポスターを、手作りで作成し掲示している。手作りの方が、活字より親しみがあり、目につきやすく、記憶に残る効果がある。

作業手順の見える化

ノロウイルス対策の床掃除に当り、「薬品を素手でさわらない。混ぜると危険」等の注意事項について、写真を用いたわかりやすいマニュアルを作成し、スタッフルームに掲示し、健康障害の防止を図っている。

糖分量の見える化

糖分の過剰摂取による血糖値の上昇を防止するため、掲示板に飲料水ごとの糖分の量を掲示し、注意喚起を図っている。

飲料水	シガー・スティック (本)	砂糖の量 (g)
カルピスウォーター 500ml	18	94.0
CC Lemon 500ml	17	93.5
カルピス 500ml	17	93.0
ポカリ 500ml	11	55.5
平癒の純水 500ml	7	35.0
コーナン 1.8L	4	12.0
アヲカ 1.8L	4	11.0
お水	0	0

このリーフレットに掲載している事例の他にも多くの事例があり、大阪労働局ホームページのトップページ「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」からダウンロードいただけます。各社の安全衛生活動の参考に活用してください。

平成26年死傷災害発生状況(大阪局)

平成26年6月末日までの受理分

業 種	平成26年			前年同期			対前年同期比較	
	死傷者数	構成比		死傷者数	構成比		増減数	増減比
		総計比	小計比		総計比	小計比		
食料品製造	105	3.4%	13.8%	124	4.3%	17.9%	-19	-15.3%
繊維工業	17	0.5%	2.2%	16	0.6%	2.3%	1	6.3%
衣服その他の繊維	7	0.2%	0.9%	7	0.2%	1.0%	0	0.0%
木材・木製品	15	0.5%	2.0%	25	0.9%	3.6%	-10	-40.0%
家具製造	11	0.4%	1.4%	9	0.3%	1.3%	2	22.2%
紙・紙加工品製造	24	0.8%	3.2%	25	0.9%	3.6%	-1	-4.0%
印刷・製本業	29	0.9%	3.8%	19	0.7%	2.7%	10	52.6%
化学工業	83	2.7%	10.9%	54	1.9%	7.8%	29	53.7%
窯業土石	12	0.4%	1.6%	6	0.2%	0.9%	6	100.0%
鉄鋼業	33	1.1%	4.3%	23	0.8%	3.3%	10	43.5%
非鉄金属	10	0.3%	1.3%	8	0.3%	1.2%	2	25.0%
金属製品	230	7.4%	30.3%	207	7.1%	29.9%	23	11.1%
一般機械器具	74	2.4%	9.7%	80	2.8%	11.5%	-6	-7.5%
電気機械器具	21	0.7%	2.8%	18	0.6%	2.6%	3	16.7%
輸送機械製造	23	0.7%	3.0%	22	0.8%	3.2%	1	4.5%
電気・ガス	0	0.0%	0.0%	3	0.1%	0.4%	-3	-100.0%
その他の製造	66	2.1%	8.7%	47	1.6%	6.8%	19	40.4%
製造業計	760	24.5%	100.0%	693	23.8%	100.0%	67	9.7%
鋳業	0	0.00%		1	0.0%		-1	-100.0%
土木工事	55	1.8%	16.6%	42	1.4%	14.0%	13	31.0%
建築工事	197	6.4%	59.3%	179	6.2%	59.7%	18	10.1%
その他の建設	80	2.6%	24.1%	79	2.7%	26.3%	1	1.3%
建設業計	332	10.7%	100.0%	300	10.3%	100.0%	32	10.7%
鉄道等	15	0.5%	2.9%	12	0.4%	2.3%	3	25.0%
道路旅客	80	2.6%	15.4%	82	2.8%	15.9%	-2	-2.4%
道路貨物運送	423	13.6%	81.3%	422	14.5%	81.6%	1	0.2%
その他の運輸交通	2	0.1%	0.4%	1	0.0%	0.2%	1	100.0%
運輸交通業計	520	16.8%	100.0%	517	17.8%	100.0%	3	0.6%
陸上貨物	41	1.3%	66.1%	42	1.4%	64.6%	-1	-2.4%
港湾運送業	21	0.7%	33.9%	23	0.8%	35.4%	-2	-8.7%
貨物取扱業計	62	2.0%	100.0%	65	2.2%	100.0%	-3	-4.6%
農林業	11	0.4%		7	0.2%		4	57.1%
畜産・水産業	2	0.1%		1	0.0%		1	100.0%
商業	434	14.0%	30.7%	430	14.8%	32.5%	4	0.9%
小売業	312	10.1%	22.0%	288	9.9%	21.8%	24	8.3%
金融広告業	53	1.7%	3.7%	39	1.3%	2.9%	14	35.9%
映画・演劇業	0	0.0%	0.0%	3	0.1%	0.2%	-3	-100.0%
通信業	39	1.3%	2.8%	40	1.4%	3.0%	-1	-2.5%
教育研究業	27	0.9%	1.9%	11	0.4%	0.8%	16	145.5%
保健衛生業	227	7.3%	16.0%	243	8.4%	18.4%	-16	-6.6%
社会福祉施設	141	4.5%	10.0%	163	5.6%	12.3%	-22	-13.5%
接客娯楽業	227	7.3%	16.0%	167	5.7%	12.6%	60	35.9%
飲食店	164	5.3%	11.6%	116	4.0%	8.8%	48	41.4%
清掃・と畜業	181	5.8%	12.8%	194	6.7%	14.7%	-13	-6.7%
官公署	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	
その他の事業計	227	7.3%	16.0%	197	6.8%	14.9%	30	15.2%
派遣業	5	0.2%	0.4%	3	0.1%	0.2%	2	66.7%
警備業	39	1.3%	2.8%	43	1.5%	3.2%	-4	-9.3%
三次産業計	1,415	45.6%	100.0%	1,324	45.5%	100.0%	91	6.9%
合計	3,102	100.0%		2,908	100.0%		194	6.7%
陸上貨物運送事業	464	15.0%	100.0%	464	16.0%	100.0%	0	0.0%

注) 労働者死傷病報告書による。

※ 「陸上貨物運送事業」 運輸交通業のうち道路貨物運送と貨物取扱業のうちの陸上貨物を加えたものである。

平成26年 全国及び主要都道府県 死傷災害比較

平成26年6月末日現在

業種	全国			大阪			北海道			東京			愛知			広島			福岡		
	平成26年	平成25年	増減率	平成26年	平成25年	増減率	平成26年	平成25年	増減率	平成26年	平成25年	増減率	平成26年	平成25年	増減率	平成26年	平成25年	増減率	平成26年	平成25年	増減率
製造業	11,111	10,652	4.3%	760	693	9.7%	452	473	-4.4%	273	263	3.8%	792	766	3.4%	343	316	8.5%	381	415	-8.2%
建設業	6,922	6,653	4.0%	332	300	10.7%	372	330	12.7%	583	581	0.3%	284	316	-10.1%	153	148	3.4%	290	242	19.8%
陸上貨物運送事業	5,889	5,604	5.1%	464	464	0.0%	379	327	15.9%	372	423	-12.1%	346	349	-0.9%	145	157	-7.6%	311	257	21.0%
商業	6,784	6,369	6.5%	434	430	0.9%	418	415	0.7%	591	555	6.5%	417	326	27.9%	150	136	10.3%	298	287	3.8%
小売業	5,216	4,840	7.8%	312	288	8.3%	341	338	0.9%	430	404	6.4%	318	244	30.3%	120	94	27.7%	207	227	-8.8%
その他の事業	16,582	16,385	1.2%	1,112	1,021	8.9%	1,070	1,100	-2.7%	1,770	1,804	-1.9%	721	777	-7.2%	393	368	6.8%	707	684	3.4%
社会福祉施設	2,448	2,343	4.5%	141	163	-13.5%	123	104	18.3%	166	161	3.1%	98	90	8.9%	81	70	15.7%	98	92	6.5%
飲食店	1,639	1,543	6.2%	164	116	41.4%	71	64	10.9%	233	226	3.1%	96	92	4.3%	31	37	-16.2%	75	59	27.1%
第三次産業占有率	42.2%	42.4%		45.6%	45.5%		41.5%	42.6%		55.7%	55.5%		39.9%	39.0%		39.1%	37.9%		45.8%	46.0%	
合計	47,288	45,663	3.6%	3,102	2,908	6.7%	2,691	2,645	1.7%	3,589	3,626	-1.0%	2,560	2,534	1.0%	1,184	1,125	5.2%	1,987	1,885	5.4%